

愛知県基幹的広域防災拠点整備事業 入札公告等に関する質問

番号	資料名	頁	行	項目	タイトル	質問内容	回答
1	全般					事業者が自己資本として出資すべき最低基準はあるでしょうか。	最低基準は、ありません。
2	入札説明書	4	(ウ)	(f)	県が行う業務との調整・協力	入札説明書4頁(ウ)(f)に記載がある項目の具体的な完了日を提示していただくことは可能でしょうか。また、建設工事着工までに完了するものという認識でよろしいでしょうか。	具体的な完了時は、提示いたしません。ただし、2027年1月末に事業用地の引き渡しを行います。
3	入札説明書	4	(ウ)	(f)	県が行う業務との調整・協力	敷地内の農業用水についての記載がございませんが、県で迂回及び中止を行い、本工事には含まないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	入札説明書	6		図表2-1	任意事業の要求水準	「任意事業については、事業者の提案を基に別途水準を設定します。」と記載がありますが、提案後に発注者より、提案内容に対して、追加要求が加えられる可能性があるのでしょうか。	お見込みのとおりです。(提案内容により、協議の中で県から追加的に要求する可能性がございます。)
5	入札説明書	8	14	(ウ)	大規模修繕及び県による追加投資	空調機等の一斉交換など一部の大規模修繕に該当するものが事業期間中に発生する可能性がありますが、当該修繕費用は提案時のサービス対価に含めないとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、250万円を超える費用については、大規模修繕と扱い県の負担となります。
6	入札説明書	8	23	(ウ)	大規模修繕及び県による追加投資	事業者が提案時に作成する中長期修繕計画に、事前に追加投資を示唆する表記をしておくことが必要でしょうか。	記載は任意としますが、現時点で明らかになっているものについては参考とさせていただくために記載していただくようお願いいたします。
7	入札説明書	12	3	カ(イ)	参加申し込み方法	開催回数が複数回とありますが、複数回参加する場合には、参加申し込み後に貴県と調整が行われるため、申し込みは1度でよいとの認識でよろしかったでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	入札説明書	12	8	カ(ウ)	提出期間	個別対話参加申込書類の提出期間は、申込者に別途連絡しますとありますが、応募企業又は応募グループの代表企業宛に詳細が送られるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	入札説明書	14	37	3イ(イ)d	建設業務に当たる企業の実績要件	建設業務実績に関して、複数会社で参加する場合は、いずれか1者のみ建設業務実績を有していれば良いという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	入札説明書	18	15	(5)ア	事業提案書の受付	提出日時が8月18日(月)午後1時30分としてされていますが、事前の提出は可能でしょうか。	可能です。
11	入札説明書	27	4	(2)	県議会の議決	特定事業契約に関する議案の提出について、基本協定締結後直近の議会に提出することですが、その時点では特定事業契約書の内容が確定しているか定かではないことから、特定事業仮契約締結後の認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	要求水準書	1	1	(4)③f	参加表明書の添付資料	参加資格審査書類の添付書類について、法人税納税証明書の提出がありますが、提出は「その3の3」でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	要求水準書	3		図表1-1	対象エリア	大山川洪水調節池が事業範囲外とのことですが、事業計画に影響を与える可能性はあるでしょうか。	現時点で事業計画に影響を与える可能性は無いと考えています。なお、要求水準書p25「(ウ)計画地及び周辺の現況」も参照してください。
14	要求水準書	5	図1-4	宿泊棟	個室シャワー室及び更衣室	個室シャワーは3方は壁、1面はシャワーカーテンでもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。利用者の安全やプライバシーへの十分な配慮をしてください。

愛知県基幹的広域防災拠点整備事業 入札公告等に関する質問

番号	資料名	頁	行	項目	タイトル	質問内容	回答
15	要求水準書	5	図1-4	教育棟	事務室	ここで言う事務室とは消防職員が使用する事務所との理解でよろしいでしょうか。最大〇〇名程度でよろしかったでしょうか。	要求水準書p.52に記載している通り、常駐する県の総務、防災啓発及び拠点運用時の指揮等を担う職員の執務室として機能を求めています。また、事業者が事務作業に必要なスペースを設けても構いません。
16	要求水準書	6	図1-4	街区消化訓練場	平屋建て住宅(2種)	住宅の移動に使用する、牽引用車両は消防の方で準備されとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	要求水準書	7	15	(イ)	訓練施設等の充実	県が県民等に開放するとありますが、その際は消防職員が指導・見守りを行うとの理解でよろしいでしょうか。	県職員または消防職員により指導・見守りを行う想定です。
18	要求水準書	7	18	(ウ)	宿泊棟の生活環境の充実	グライベートスペースを確保するとありますが、学習スペース又は睡眠スペースでしょうか、両方でしょうか、ご教示願います。	学習スペース、睡眠スペースの両方となります。
19	要求水準書	7	3	(3)	対象施設	放水用水槽ろ過施設について、必要な水質をご教示ください。	放水用水槽に貯める水は、災害時には生活用水として使用するため、使用可能な水質としてください。(飲用可能なレベルまでの処理は求めません。)訓練時には、災害時に生活用水として使用できる水質であれば問題ありませんが、放水訓練時に学生等の目に入った場合に結膜炎等に患しないレベルの水質が望ましいと考えます。
20	要求水準書	7	7	(ア)	安全・安心で合理的・機能的な施設	「また、防災公園エリア、豊山町エリアとの一体性を確保、県民に親しまれる施設となるように配慮するものとする」は具体的に防災公園エリア、豊山町エリアとどのような配慮必要でしょうか。	要求水準書にて記載しているとおり、防災公園エリアや豊山町エリアを訪れた人が、気軽に消防学校も利用や見学をできるよう、配置や動線又は回遊性に配慮すること。また、連携や相乗効果をもたらすことができること、設備の拡張性を考慮することなどを求めています。
21	要求水準書	8	7	(2)ア(ア)	サービス購入料	施設の設計及び建設に係るサービス購入料には、設計・建設期間中に発生する①SPC設立に係る費用(司法書士費用及び登記費用等)、②資金調達に係る費用(アレンジメントフィー及びエージェントフィー等)、及び③SPC諸経費(SPC管理費用、税理士報酬、監査報酬及び保険料等)が含まれるという認識で宜しいでしょうか。	①②③いずれも統括マネジメント費に含まれるため、サービス購入料Bに含まれます。
22	要求水準書	8	23	(2)ア(ア)	設計・建設費に係るサービス購入料	施設完成後、県に引き渡される際に、出来高部分の額について事業者へ支払う。とありますが、出来高の何%で支払日は何日後になりますか。	特定事業契約書(案)第82条第2項をご参照ください。
23	要求水準書	8	25	(イ)	サービス購入料について	運営・維持管理費等(統括マネジメント業務費を含む)とありますが、毎四半期ごとに支払われるサービス購入料に統括マネジメント料も含むとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	要求水準書	8	25	(2)ア(イ)	サービス購入料	「光熱水費については、県の負担とする(食堂運営等を除く。)」とありますが、具体的な精算手順を教えてください(県が直接負担なのか事業者立替後の精算なのか。後者の場合は事業者資金繰りに影響するので、具体的な精算手順をご教示ください。)	詳細は契約締結後に協議によって定めますが、例えば立替払いとした場合には、事業者から県に対して請求書を発行していただき、都度支払うことを想定しております。
25	要求水準書	10	15	第2-2-1	申請・届出	「申請・届出については、一部県が行うものがある」について、どのような申請・手続きが該当するか明確になるでしょうか。	一例は、大規模行為に関する変更等については、事業者の設計に基づき県が実施します。

愛知県基幹的広域防災拠点整備事業 入札公告等に関する質問

番号	資料名	頁	行	項目	タイトル	質問内容	回答
26	要求水準書	11	26	5	維持管理業務	⑤寝具クリーニング業務とありますが、クリーニング作業がアイテムごとにサイクルが異なりますが、利用者からは寝具セットとして請求することでするのでしょうか。季節によりアイテムで単価が変更になりますが変更可能・年間一律で単価統一かどのように請求させて頂いたらよろしいでしょうか。	利用者からは寝具セットとして徴収します。季節によりアイテムが変動することを想定しております。契約締結後、協議により具体的な支払方法を定める予定です。
27	要求水準書	12	9	6	県が行う業務との調整・協力	⑧に既存の什器・備品の移転とありますが、事業者の協力範囲は具体的にどのような事項でしょうか。	県は、現消防学校の什器・備品の移転作業を行うため、事業者は、工事・開業準備スケジュールの調整や搬入時のスペースの確保などの支援を行ってください。
28	要求水準書	12	12	第2-7	豊山町が行う業務との調整・協力	調整・協議の頻度や、内容の程度が不明ですが、将来の状況によってはサービス購入料の変更協議に応じてもらえるのでしょうか。	サービス購入料の大幅な増加につながるような協力体制は求めておりません。
29	要求水準書	12	27	(3)	設計・建設期間	2029年3月までに、開校準備業務も完了させるとありますが開校準備業務の始期については事業者提案との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
30	要求水準書	17	1	11	事業用地に関する事項	「特定事業契約締結後、県は事業用地引渡しに関する計画を定める」となっていますが、当該計画は事業契約締結前に定めてご提示頂きたく存じます。	基本協定締結後、可能な限り早期にご提供するように努力いたします。
31	要求水準書	17	21	13	損害賠償・保険への加入	事業者として加入しなければならない保険の指定はございますでしょうか。「事業者が～損害を与えた場合に備え、保険に加入すること」と記載あるので、要求水準として事業者又は業務受託者に求められているのは賠償責任保険と理解しましたが、その理解で宜しいでしょうか。	運営維持管理期間についてはお見込みのとおりです。設計建設期間については、p.82に記載している建設工事保険への加入を求めます。
32	要求水準書	17	21	13	損害賠償・保険への加入	バススルー業務に関しては、SPCが保険に加入せずとも、業務受託者が保険へ加入することで足りると思ってよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
33	要求水準書	17	21	第2-13	損害賠償・保険への加入	保険の内容について、貴県にて必須と考えている保険およびその基準等がございましたら、ご教示願います。	運営維持管理期間については賠償責任保険等が考えられます。設計建設期間については、p.82に記載している建設工事保険への加入を求めます。
34	要求水準書	17	21	第2-13	損害賠償・保険への加入	特定事業に関わる範囲において、事業者は災害発生時を想定した保険契約までは不要と考えてよろしいでしょうか。	原則として、災害発生時に必要な増加費用については県が負担します。そのほかについて事業者が必要と考える保険を付保してください。
35	要求水準書	19	10	-2	実施体制	統括責任者を配置するとありますが、本施設内事務所に常勤するとの理解でよろしいでしょうか。	総括責任者の本施設内事務所での常勤は必須としませんが、速やかな対応が取れる体制を求めます。
36	要求水準書	19	1	(1)	統括マネジメント業務内容	今後、事業を進める第2期・防災公園事業との業務調整を適切に行うとの記載がございます。業務として想定されている調整内容をご教示下さい。	関連工事・イベント連携・利用者案内等・災害時等の対応の調整が想定されます。
37	要求水準書	19	9	第3-1-(2)	実施体制	統括管理責任者及び統括管理業務担当者は現地で常駐の必要はあるでしょうか。	常駐は必須としません。
38	要求水準書	20	13	イ	(イ)業務の詳細	受領及び作成した文書等の保存はDXの流れから、文書ファイルではなく磁気媒体での管理・保存でもよろしいでしょうか。長期運営になりますと保存ファイル数・管理ロッカー等が余分に必要になると考えています。	一律に文書ファイルでの保存を必須とするものではありません。特に、災害時等の対応マニュアルに基づき必要となる書類等については、災害時等においても即時に閲覧できる方法での保存を求めます。

愛知県基幹的広域防災拠点整備事業 入札公告等に関する質問

番号	資料名	頁	行	項目	タイトル	質問内容	回答
39	要求水準書	21	16	ウ	防災ビジネス・スターとアップの支援	県が実施する防災関連イベントに、事業者も同会場で参加することも可能でしょうか。	県と協議の上、参加することも可能です。
40	要求水準書	23	(2)	(ア)	計画地の条件	「2027年1月末に、事業者に引渡す」と記載がございます。工事の着工は2027年2月からという認識でよろしいでしょうか。その場合、建設工事期間が厳しいため、引渡し時期を1ヶ月でも前倒ししていただくことは可能でしょうか。	引渡し可能な敷地については、可能な限り引き渡しを前倒しできるように協議をいたします。
41	要求水準書	23	(2)	(ア)	計画地の条件	「敷地については県が造成工事(擁壁工事等を含む)及び完了検査を実施後、2027年1月末に、事業者に引渡す」と記載がございます。造成計画高さの数値が不鮮明ですので、数値が読み取れる資料をご提示していただくことは可能でしょうか。	計画高さについては、守秘義務資料1-1-3に明示していますのでご確認ください。なお、引き渡し計画高につきましては、特定事業契約締結後、協議をいたします。
42	要求水準書	25	1	(イ)	インフラ条件	各インフラ事業者とは現時点から協議を行ってよろしいでしょうか。	民間インフラ事業(電力、ガス、通信等)への協議は可能です。
43	要求水準書	25	1	(イ)	インフラ条件	各インフラ事業者との現時点の協議が不可の場合は、負担金等の有無の判断、必要な場合の算出ができないため、負担金等は別途としてよろしいでしょうか。見込む必要がある場合は具体的な金額をご指示ください。	民間インフラ事業(電力、ガス、通信等)への協議は可能です。上水の負担金については、webページ等でご確認ください。
44	要求水準書	26、27		(3)施設全体に関する事項	ア 配置・動線計画 a.ゾーニング	「提案に基づき建築物配置を変更する場合は、県と協議を行い県の承認を得ることとする。」と記載があるが、協議は個別対話の時期と考えてよろしいでしょうか。	事業者が決まり次第、可能な限り早く調整を行うため、協議は基本協定締結後に行います。なお契約締結を制限するものではありません。
45	要求水準書	33	8	エ(ア)	緑地計画の考え方	消防学校エリア、防災公園・神明公園エリアの緑地に関する基準は30%以上確保することですが、今回の消防学校は消防学校の敷地に対して30%確保することではないとの認識でよろしいでしょうか？	対象は消防学校エリア、防災公園・神明公園エリア(整備対象外1.5haを除く)を一つの範囲としてお考え下さい。
46	要求水準書	33		エ 緑地・植栽計画	(ア)緑地計画の考え方	「消防学校エリア、防災公園・神明公園エリアを対象とし、愛知県自然環境保全地域許可、届出等及び「大規模な宅地の造成等の規制に関する事務取扱要領第54」での緑地に関する基準は、上記対象範囲の30%以上を確保するものとされている。」の記載について、30%確保の対象範囲は記載のエリアを1つの範囲とし、消防学校エリア、防災公園・神明公園エリア全体面積の30%の緑化面積を全体で確保する意味合いと考えていますが良いでしょうか。	対象は消防学校エリア、防災公園・神明公園エリア(整備対象外1.5haを除く)を一つの範囲としてお考え下さい。
47	要求水準書	34	5	(イ)	VORTACに関する事項	事業者の発案による更なる合理化を図るため合築等も認める。その場合、提案時における電波障害シミュレーションを求めない。とありますが電波障害シミュレーションをしない限り、実現性は判断できません。費用と時間もかかることを考えると提案は現実的では無いように思いますが、どのように解釈すればよろしいでしょうか。VORTACは一旦無視した上で合理化案を求められているのでしょうか。	事業者の提案を幅広く求めるために費用と時間を必要とする提案時のシミュレーションを求めないという主旨です。なお、基本設計完了時までに国土交通省大阪航空局にて電波障害シミュレーションを実施しますが、事前に事業者による電波障害シミュレーションは必須としていません。
48	要求水準書	34	1	第4-(3)-オ	VORTACに関する事項	「県が策定した防災拠点の基本計画を踏襲した場合には県と協議の上、協力を求めることができる。」とは、具体的にどのような協力を得られるのでしょうか。例えば追加コストの支援なども得られるのでしょうか。	お見込みのとおりです。

愛知県基幹的広域防災拠点整備事業 入札公告等に関する質問

番号	資料名	頁	行	項目	タイトル	質問内容	回答
49	要求水準書	35	26	(カ)	人にやさしいまちづくりの推進に関する条例関係	人にやさしいまちづくりの推進に関する条例関係の対象建物と対象は教育棟、管理・教育棟、駐車場、構内道路でよろしいでしょうか。	対象は、消防学校エリアと考えています。
50	要求水準書	36	8	(キ)	トイレ計画	「多様な利用者に配慮すること」はどのような利用者の想定でしょうか。	建築物の用途に応じて、学生のみならず、一般利用者の利用も想定した上で計画してください。
51	要求水準書	37	2	(コ)	駐車場計画	「地震体験車1台駐車できるスペースを確保」に対して、地震体験車のサイズ等の仕様をご教示願います。	サイズは、長さ647cm、幅218cm、高さ316cm、車両総重量6,506kgと想定してください。
52	要求水準書	37	4	(コ)	駐車場計画	「雨天時も地震体験車稼働できるよう屋根付きとする」について、屋根の希望サイズ、稼働する時電気設備等の対応仕様をご教示願います。	屋根としての機能が果たせる範囲で、形状や素材に制限はありません。地震体験車の上部扉（ウイング）を開いた状態（高さ360cm）で、稼働できるスペースが確保できるサイズとして下さい。なお稼働時における電源は、不要です。
53	要求水準書	38	8	(ウ)a	耐震性能	『「防災拠点等となる・・・既往指針等の概要」において記載のある大地震動に対して軽微な被害にとどまり』の部分 は、上記「既往指針等の概要」に記載の通り、耐震安全性の類に応じた損傷の程度にとどめとの理解で宜しいでしょうか。なお上記「既往指針等の概要」では、別表に定める建物の種類に応じて耐震安全性がⅠ類～Ⅲ類に分類され、それぞれの損傷の程度が記載されています（例えばⅢ類は建基法に定める地震力を割り増さない故に部分的な損傷は生じるが全体としての耐力の低下は著しくないことを目標とする等）。また要求水準書P38.図表4-11 耐震性能ではこれを踏まえて施設名毎に耐震性能（Ⅰ類～Ⅲ類）が明記されています。	耐震性能についてはお見込みのとおりですが、防災拠点として災害時の利用を考慮し、耐震性能だけでなく設備計画等においても配慮いただきたいという主旨で要求水準書に記載しています。
54	要求水準書	38	12	(ウ)a	耐震性能	免震構造必須な建物は管理・教育棟のみで、その他の建物は提案によるでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
55	要求水準書	39	14	第4-(4)-ウ	環境負荷低減への寄与	環境負荷低減の要求基準はどこまで求められるでしょうか。	要求水準書p.39において、管理・教育棟、宿泊棟、教育棟については建築物環境配慮制度（CASBEE あいち）におけるAランク以上を取得することを求めています。
56	要求水準書	40			イ 消防学校の平常運用時に求められる機能	「近接する空港の航空機による騒音対策として、事務室、教室、宿泊棟、会議室等の壁、窓等の防音対策を行うこと。」との記載があるが、外部建具の遮音等級はT-2と考えてよろしいでしょうか。	性能として「近接する空港の航空機による騒音対策として、事務室、教室、宿泊棟、会議室等の壁、窓等の防音対策を行うこと。」を要求しております。仕様については、提案によります。
57	要求水準書	40	イ		県が実施する事業後の清掃対応について	県が実施する防災啓発・人材育成事業で県民等へ開放することを想定しているため、その目的にも活用可能なものとする、との記載がございます。その後の清掃対応も含めて県が実施するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。県が開放したことに起因して清掃が必要となった場合は、県の責任において実施する予定です。

愛知県基幹的広域防災拠点整備事業 入札公告等に関する質問

番号	資料名	頁	行	項目	タイトル	質問内容	回答
58	要求水準書	42	エ b		諸室のネットワーク用空配管及び電源について	なお、県が整備する次世代高度情報通信ネットワーク、行政情報通信ネットワーク及び名古屋市が整備する市ネットワークのために、県が整備するための設備(空配管や電源等)を確保しておくこと、とあります。空配管の管径、延長、必要な電源の使用、箇所数の想定についてご教示ください	以下を想定しております。ただし設計によって変更する場合があります。 ●配管仕様 屋外 50φ、FEP、屋内 36φ、電線管又は200wケーブルラック (配管の場合はネットワーク×2本、合計6本) ●配管長 (各建物間の長さ+引き込み口から設置フロアーまでの長さ)×余長20% ●電源容量、電源必要個数 ・次世代高度情報通信ネットワーク 教育理、教育棟外衛星用で1φ、AC100V 電気容量:80A×100V×2=16kVA 管理教育棟で1φ、AC100V 電気容量71kVA、3φ、AC200V 電気容量25kVA ★積算 ・管理教育棟外衛星用、教育棟でそれぞれ50A、30A ・管理教育棟(大教室、中教室、会議室、小教室を含め) 1φ 71kVA ※災害情報センター、災害対策本部室同等 ・管理教育棟(大教室、中教室、会議室、小教室を含め) のUPS及び空3φ 25kVA ・行政情報通信ネットワーク 管理教育棟、教育棟で1φ、AC100V 電気容量: 15A×18回路×100V=27kVA ★積算:①管理教育棟:11回路、ネットワークHUB用 1回路、事務室 電子計算機26台 ≒ 6回路、 事務室 プリンタ 2回路、舎監室 1回路、校長室 1回路 ②教育棟:7回路 ネットワーク用 1回路、事務室 電子計算機18台≒4回路、プリンタ 2回路 ・名古屋市ネットワーク 管理教育棟で1φ、AC100V 電気容量: 15A×9回路×100V=13.5kVA ★積算:管理教育棟:9回路、ネットワークHUB用 1回路、事務室 電子計算機20台 =4回路、 事務室 プリンタ 2回路、舎監室 1回路、校長室 1回路
59	要求水準書	45		寮室	宿泊棟 表 平常運用時	1室の定員が6名となった場合の対応として、寮室内のミーティングスペースを取止め、6名目の個室スペースを確保し、当該寮室内にミーティングスペースはなくなるが、室外の共用部にてミーティングスペースを確保する計画としてもよろしいでしょうか。	教育の観点から、可能な限り寮室の中での確保を求めますが、一時的な対応として、認めます。
60	要求水準書	45		寮室	宿泊棟 表 平常運用時	ミーティングスペース機能を維持した6人目の増員対応について、すべての寮室が対象とすべきでしょうか。	原則として、すべての寮室が対象です。
61	要求水準書	45	11	C	宿泊棟	1室の定員が6名になった場合にも対応できるとありますが、2段ベットの利用で6名対応とすることでよろしいでしょうか。	プライバシーを確保できることを条件に2段ベットの利用を認めます。
62	要求水準書	45	12	(イ)c	諸室レベルの機能及び性能に関する要求事項 寮室_平常運用時	「乾燥室が使用できない場合に、寮室でも部屋干しをする可能性があるため、留意すること」とは、干す竿と換気と除湿機能に対応することでしょうか。	干すための竿を設置可能な設備と、換気機能を求めます。
63	要求水準書	45	14	(イ)c	諸室レベルの機能及び性能に関する要求事項	「なお、1室の定員が6名となった場合に対応できること」について、第6名は例えば、ミーティングスペースを利用し、ベッドのみの対応想定でしょうか。	他の5名のスペースとほぼ同様となることを求めますが、増員に際し必要となる什器・設備・備品等については県にて調達することを想定します。

愛知県基幹的広域防災拠点整備事業 入札公告等に関する質問

番号	資料名	頁	行	項目	タイトル	質問内容	回答
64	要求水準書	45	14	(イ)c	諸室レベルの機能及び性能に関する要求事項	「なお、1室の定員が6名となった場合に対応できること」について、すべての室の対象でしょうか。	原則として、すべての寮室が対象です。
65	要求水準書	45	14	(イ)c	諸室レベルの機能及び性能に関する要求事項	「なお、1室の定員が6名となった場合に対応できること」について、すべての室が6名になる場合は、洗面、トイレ、浴室、食堂などの計画は350名+70名(+1名/室)=420名で対応するでしょうか。	洗面、トイレ、浴室、の計画は学生350名での対応とし、食堂などの計画は、学生350名+職員等50名の合計400名を対象とするものとして考えてください。
66	要求水準書	46	23	C	宿泊棟食堂	「学生と職員等の利用に際して、導線等をパーティション等により区切ることが可能とすること」とありますが、テーブル・椅子・食器等は学生と同じでもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
67	要求水準書	46	1	(イ)c	諸室レベルの機能及び性能に関する要求事項 個室_平常運用時	「、なお、個室を寮室として利用できるよう間仕切りの変更を容易に可能とすること」の変更を容易に可能とは、可動間仕切り壁の設置のことでしょうか。	可動間仕切り壁に限定せず、カーテンやパーティション等でも可とします。
68	要求水準書	46	6	(イ)c	諸室レベルの機能及び性能に関する要求事項 個室_平常運用時	「、とし、複数名でも使用できるようカーテン等でプライバシーを確保する、」の複数名は何名の想定でしょうか。2段ベッドの想定でしょうか。	1室につき、最大2名程度を想定しています。なお、必ずしも2段ベッドの利用を想定するものではありません。
69	要求水準書	46	10	(イ)c	諸室レベルの機能及び性能に関する要求事項 食堂・厨房_平常運用時	「、動線等をパーティション等により区切ることが可能、」の動線区切るのは学生と職員エリアをパーティションで区切ることででしょうか。	飲食スペースを区切ることを想定しています。
70	要求水準書	46 47	36 6	(イ)c	諸室レベルの機能及び性能に関する要求事項	男子と女子の談話室「男子・女子談話室に近接した場所にアイロン掛けが可能なスペース、作業台、コンセントを確保する」について、男女でそれぞれの必要作業台の台数をご教示願います。	要求水準を満足する限り、事業者の提案によります。
71	要求水準書	47 48	24 8	(イ)c	諸室レベルの機能及び性能に関する要求事項	男子と女子の乾燥室「拠点運用時、ただし、、、一部の機能及び性能が損なわれることを許容する」について、一部の機能と性能の御想定をご教示願います。	水や電気等のインフラが使用不可能となった場合に翌日の夕方までに乾燥ができないことを許容するという主旨です。
72	要求水準書	50	5	第4-1-(4)-ウ(エ)-a	平常運用時における機能及び性能に関する事項	教育等の展示物については、貴県の意向を踏まえ十分な協議を行いつつ検討すべきものと思われます。また、貴県の監修の結果、そのコストも大きく変動することも想定されます。以上より、揭示物の整備は本事業の範囲外として頂けますでしょうか。	展示物の開校時の整備については事業者提案により事業者の負担として整備していただくことになります。ただし、県の監修により変更になる場合は、県の事由による変更の対象にあたるかと考えております。
73	要求水準書	51	37	(ウ)c	諸室レベルの機能及び性能に関する要求事項	「展示物等は、新たな災害の発生により展示内容が陳腐化していく可能性があるため、、、展示物の大規模な更新が必要になった場合には県が費用負担のうえ、別途発注する想定である。」とあるが、大規模な更新とはどのような更新を示すのか、金額的な指標等があればご教示ください。	250万円以上の費用については、県の費用負担と考えています。また、内容が陳腐化した場合にも県の費用負担にて、展示品の入れ替えや展示内容検討の上での記載修正などが必要な場合を想定しています。
74	要求水準書	51	C		教育棟の展示内容について	図表4-14の例示を踏まえ、防災・減災の普及・啓発及び人材育成のための展示物を設置すること、とあります。図表4-14の記載内容は例示であり、具体的な展示内容は事業者の提案に委ねるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
75	要求水準書	55	12	(エ)a	平常運用時における機能及び性能に関する要求事項	「、、、床のひび割れを生じさせない耐荷重を持たせること」について、ひび割れが絶対発生しないことの保証が難しいですが、許容範囲をご教示願います。	耐荷重の観点から車庫としての機能を維持できないひび割れは許容しません。適切な保守を行った上での長期的な経年劣化については対象外です。

愛知県基幹的広域防災拠点整備事業 入札公告等に関する質問

番号	資料名	頁	行	項目	タイトル	質問内容	回答
76	要求水準書	59	10	(オ)c	諸室レベルの機能及び性能に関する要求事項	産業廃棄物を燃やした際の汚水処理ができる排水処理設備の1回あたりの排水量及び流入水質をご教示ください。	訓練は、1回あたり30分程度を想定し、木材を基本として模擬家屋を燃やし、クラスA消火薬剤までを用い、筒先2線による同時放水で最大1㎡/分の放水を想定しています。 流入材質としては、模擬家屋の燃焼後の木片や、家電製品や衣類什器を燃やした後のカス等が含まれることを想定しています。（全て排水されるわけではなく、訓練後、除去可能なものは取り除いてから排水されます。）
77	要求水準書	59	33	(オ)c	諸室レベルの機能及び性能に関する要求事項	実火災訓練室で必要な排水処理は、燃焼実験室で必要な排水処理設備と兼用するという理解でよろしいでしょうか。また、1回あたりの排水量及び流入水質をご教示ください。	前段は、お見込みのとおりです。 訓練は、1回あたり1～2時間程度、そのうち燃焼時間は30分程度を想定しており、排水量としては筒先2線による同時放水で最大1㎡/分の放水を数分間実施することを想定しています。 流入水質については、パレットや木材の廃材等を燃やしたものが混入することを想定しています。
78	要求水準書	62	17	(オ)c	諸室レベルの機能及び性能に関する要求事項	訓練室1～13及び模擬EV訓練室の排水は排水処理不要でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、下水道法等各法令を遵守して下さい。
79	要求水準書	67	20	(サ)a	屋外訓練場	「可能な限り、足腰への負担が少なくなるように安全性に配慮すること」は具体的にどのような配慮が必要でしょうか。	災害時等の重い車両の通行に耐えるための耐荷重を優先します。そのうえで、学生等のランニングでの利用の際に学生の負担が減るような配慮を求めています。一例として、土系舗装やゴムチップ舗装などが考えられます。
80	要求水準書	67	24	(サ)a	屋外訓練場	「クラスA消火剤を使用するため、一時的な貯留の上、各法令を遵守し、処理すること」はクラスA消火剤を使用する訓練の場所を特定し、放水訓練の排水と雨水排水と交わらないように配置を計画することでしょうか。	クラスA消火薬剤は貯留した場合、泡は消泡しますが成分は残留するため、希釈されないまま貯留水で放水活動した場合、再度泡立つ場合があります。 薬剤メーカーにはそのまま側溝に排水しても環境等に問題ない旨を確認しておりますが、地下貯水槽の水を放水訓練に再使用することを考えると、クラスA消火薬剤を使用する場所は特定し、消火薬剤を使用した放水訓練場所の排水についてはそのまま外部の雨水側溝に放流される配置が望ましいです。

愛知県基幹的広域防災拠点整備事業 入札公告等に関する質問

番号	資料名	頁	行	項目	タイトル	質問内容	回答
81	要求水準書	67	24	(サ)a	屋外訓練場	「クラスA消火剤を使用するため、一時的な貯留の上、各法令を遵守し、処理すること」はクラスA消火剤を使用する訓練の頻度と1回の放出量の予定をご教示願います。	新消防学校のカリキュラムは決定していないため、現行の消防学校の実績を参考に示します。 県消防学校：訓練頻度は年間10回程度（初任科・警防科・特殊災害科・火災調査科・指揮隊講習等で各数回程度） ・放出量は放水の混合比にもよりますが、放水量の5倍から10倍の泡が発生し、タンク車1台当たり放水量約0.5㎡、泡放出量約2.5㎡～5㎡程度。訓練内容によるが放出量は最大10㎡程度となります。 名古屋市消防学校：令和6年度機関運用課程では、1回あたり約0.2㎡程度の放水を実施しています。（県試算に準ずると1～2㎡の泡放出量）
82	要求水準書	67	24	(サ)a	屋外訓練場	「クラスA消火剤を使用するため、一時的な貯留の上、各法令を遵守し、処理すること」はクラスA消火剤の処理は県で行うという理解でよろしいでしょうか。	クラスA消火薬剤は国の認定品を使用しており、そのまま泡放水を自然界に放出しても問題無いものになりますが、排水について一時的に貯留の上、各法令を遵守し、処理可能な排水設備を求めます。（クラスA消火薬剤は、台所で普段使う食器用洗剤とほぼ同じ成分（天然油脂石鹸）です。）
83	要求水準書	67		(サ)屋外訓練場	a 平常運用時における機能及び性能に関する事項	「学生が消防活動訓練、救助活動訓練、礼式訓練、体育を実施可能な大きさとして、2.9haの面積を確保すること。」2.9haの面積に駐車場及び管理通路部分は含まれていると考えて良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
84	要求水準書	67		(サ)屋外訓練場	a 平常運用時における機能及び性能に関する事項	「屋外訓練場の舗装には訓練の為に大型車両等が進入しても支障のない耐荷重性を持たせる」の記載について、屋外訓練場(146m×76m)の範囲、管理用通路、はしご車が走行する範囲をアスファルト40型(重耐荷重仕様)、駐車場等その他部分をアスファルト30型(一般車両仕様)と考えて良いでしょうか。	必ずしも、全ての範囲をアスファルト40型で施工することは必須としませんが、拠点運用時には管理用通路及び駐車場等においても、大型自動車がスタックしないように設計を行い、グレーチングやマンホール等が破損しないようにしてください。
85	要求水準書	68		(サ)屋外訓練場	b 拠点運用時における機能及び性能に関する事項	「拠点運用時は、トラックを中心とした緊急消防援助隊のスペースとして2.9ha以上の平場を確保すること。」の記載に対して、トラックの駐車、緊急消防救助隊のキャンプスペースが確保できそうな任意の平場範囲を当該2.9haの範囲として良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
86	要求水準書	68		(サ)屋外訓練場	b 拠点運用時における機能及び性能に関する事項	「緊急援助隊の要員(約1,600人)、大型車両(約400台)の一時集結場所及びベースキャンプ機能を果たすこと。」の記載に対して、拠点運用時の配置計画時に必要な大型車両、ベースキャンプ場の寸法は提案計画として良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
87	要求水準書	68		(サ)	屋外運動場の夜間照明設備について	屋外訓練場を照らす夜間照明設備(100lx以上)を設けること。なお、停電時にも利用可能とすること、とあります。照度を確保する範囲は屋外訓練場全体との理解でよろしいでしょうか。また、記載されている照度は床面との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

愛知県基幹的広域防災拠点整備事業 入札公告等に関する質問

番号	資料名	頁	行	項目	タイトル	質問内容	回答
88	要求水準書	69	29	(イ)	訓練設備	「災害時や訓練時で使用する各種資材を収納するための倉庫を設けること」について、災害時や訓練時で使用する各種資材の種類と数量、倉庫を設ける場所の想定をご教示願います。	災害時の運用方法や、学校カリキュラムが詳細まで決定しているわけではないため、正確な回答はいたしかねますが、訓練では、最低限、現行の愛知県と名古屋市の資機材格納庫合算分以上の収納スペースが必要になると想定しています。配置場所については、消防車両が容易に資機材等の搬出入をしやすい動線を確保できる場所等、提案に委ねます。
89	要求水準書	71 随所	7	ウ	設備の性能に関する事項	防災拠点運用に必要な自家発電電力1,600kVAに対して、水準書内で随所に記載されている各エリアで必要となる拠点運用時の電力をご教示ください。配電計画に必要になります。	消防学校エリア(管理・教育棟、教育棟)600KVA、防災公園エリア(屋内運動施設1,000KVAを想定しています。
90	要求水準書	75	12	(5)オ	給排水設備等	消火栓用ポンプは訓練用のため消防認定不要と考えてよろしいでしょうか。	消防法に基づき設置する消火栓を除き、訓練用のため消防認定は必須とまでは想定していません。
91	要求水準書	76	ケ		水道(ライフライン)の途絶対策設備の付属品について	なお、大規模災害時に使用できるよう附属品として給水資機材を用意すること、とあります。付属品として想定されている資機材についてご教示下さい。	製品により附属品が異なる可能性があります、給水するための装置等一式が想定されます。
92	要求水準書	80	12	(ア)a	訓練設備	「訓練施設、、設計時に県と協議し、消防職員等の意見を踏まえること」について、意見により変更になる時の金額の増減が発生することが予想されますが、金額の増減の対応はどのように対処するでしょうか。	減額は想定しておりません。県による事由については、県負担と考えております。なお、対応については、設計・建設業務の最終年度での清算と考えております。

愛知県基幹的広域防災拠点整備事業 入札公告等に関する質問

番号	資料名	頁	行	項目	タイトル	質問内容	回答
93	要求水準書	84	25	第5-2-(1)-(ア)	消防学校教育棟の事務室の開設及び従業員研修	消防学校教育棟の事務室は、いつまでに開設する必要がありますでしょうか。	開設時期については別途協議によりますが、既存の愛知県及び名古屋市消防学校の什器・備品の移転を実施するために引き渡しに先だって開設いただくことを想定しています。
94	要求水準書	86	6	(3)ア	開校式典及び内覧会の支援	開校式典及び関連行事は貴県にて企画・実施され、事業者は協力することありますが、事業者側のどの程度の費用を計上しておく必要があるのか、具体的な協力事項を教示願います。	建物・設備等の説明支援を求める想定です。
95	要求水準書	89	26	イ	(ア)a基本条件	「厨房設備・調理器具・備品等の食堂運営にかかる厨房設備及び食堂・厨房については、県が引き渡しを受けた後、事業者が無償で貸与」とありますが補修・劣化による修理・交換等が必要になった場合は負担は愛知県でよろしいでしょうか。	消耗品については事業者の負担です。日常メンテナンスについては事業者の負担です。250万円を超過するような更新等及び日常のメンテナンスを超えるような事項は県と協議によって定めます。
96	要求水準書	89	28	イ	(ア)b基本条件	食堂運営業務は原則、学生及び消防学校職員(以下消防職員)を対象としたものとするが、学生も消防職員に含まれるとの解釈でよろしいでしょうか。	特定事業においては、学生と消防学校職員の両方を食堂利用者の対象としています。学生と消防学校職員を合わせ、「消防職員等」と記載しています。
97	要求水準書	89	4	ウ	利用料金設定の考え方	3/5説明会より利用料金の詳細(単価など)は守秘義務契約締結後の開示とのことで確認しておりますが、その認識でお間違えないでしょうか。	過去の食堂利用料金については守秘義務資料に記載しております。
98	要求水準書	89	22	イ(ア)	基本条件	厨房設備、調理器具、備品等の食堂運営にかかる厨房設備及び食堂・厨房について、無償貸与とございますが、等に食器は含まれていますでしょうか。	食器は消耗品として、事業者が調達してください。
99	要求水準書	90	11	イ	e光熱水費	食堂運営に関する光熱水費の実費計算方法は計量器等により測定した使用料をもとに月毎に支払うものとするがありますが、実費の計算方法について使用量に対する単価はどのように決定されますか。(固定単価または変動単価)単価が変動する場合は、その基準について教えてください。また、支払い手続きついて計算後の請求はどのような形式で行われますか。	メーター計量に基づく計算を想定しています。支払手続きや請求方法については、契約締結後、協議によって定めます。
100	要求水準書	90	8	2(1)(ア)d	現消防学校の喫食費	貴県消防学校及び名古屋市消防学校の食堂運営における現時点(令和7年度3月)での朝食・昼食・夕食の喫食代をそれぞれ教示願います(税抜・税込の表示もお願いします)。	R6年度単価は以下のとおりです。(税込) 県消防学校:朝食 462円、昼食 726円、夕食 781円 市消防学校:朝食 420円、昼食 530円、夕食 530円
101	要求水準書	90	7	d	収入等	任意事業については、事業提案時に運営案を出すという理解でありますが、その際に販売価格は県との協議になりますでしょうか。もしくは事業者側での提案になりますでしょうか。	価格については事業者の提案となりますが、県との協議の対象になります。

愛知県基幹的広域防災拠点整備事業 入札公告等に関する質問

番号	資料名	頁	行	項目	タイトル	質問内容	回答
102	要求水準書	91	22	c	献立及び価格	県は2週間までに学生の希望を聴取と明記されている部分は事前予約制という理解でよろしいでしょうか。(愛知消防学校は事前予約制)	お見込みのとおりです。
103	要求水準書	92	29	ウ	hその他	事業者の提案により消防学校等の生活スタイルを勘案し、利便施設・設備(売店・自動販売機)の設置・運営を任意事業(独立採算事業)で行う事を可能とするがありますが、自動販売機の販売商品・設置場所は食堂内以外の設置場所も協議できますでしょうか。	お見込みのとおりです。協議は可能です。
104	要求水準書	92	12	ウ	e料金徴収	消防職員等が支払う喫食代金は県が徴収し事業者に一括して支払う。支払時期・方法については県と協議の上決定するとありますが、サービス購入料と利用者料金は別の支払い方法であるとの解釈でよろしいでしょうか。四半期ごとではなく、毎月の支払を協議できるとの解釈でよろしいでしょうか。また学生以外の消防職員等の喫食代についても県が徴収するとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、学生と消防学校職員を合わせ、「消防職員等」と記載しています。
105	要求水準書	92	1	2(1)ウ)e	喫食費の支払いサイクル	「貴県が消防職員等から徴収した喫食代は事業者に一括して支払う」とありますが、支払間隔をご教示ください。要望としては毎月末に締め切ったものを毎翌月末に支払う形として頂きたいと存じます。	契約締結後の協議によって定める予定です。なお、県の他事例では請求書提出後、30日以内の支払いもあります。
106	要求水準書	92	28	ウ	hその他	一般開放による宿泊事業は認めないとありますが、例えば学生及び職員以外の利用を認める時間帯に一般開放により徴収するとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。文教地区であるため、旅館業に該当するような任意事業としての宿泊業務は営業することができないと考えています。
107	要求水準書	92	13	第6-2-(1)-イ-(ウ)-e	料金徴収	貴県が徴収した消防職員等が支払う喫食代の支払いは、事業者(SPC)ではなく、事業者から委託を受ける食堂運営企業に直接お支払いいただくことは可能でしょうか。	現時点で想定はありません。契約締結後の協議によって定めます。
108	要求水準書	94 97	10 21	(2)イ (3)イ	参加料を含めた運営方法	「防災啓発・人材育成関連運営支援業務」及び「防災ビジネス等運営支援業務」において、「参加料等を含めた運営方法は、事業者の提案によるものとする。」と記載があります。これは、事業者の任意提案事業において、参加者から参加料を徴収したり、グッズ等販売料を得たした場合、得られた金銭は事業者の収入としてよいという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
109	要求水準書	99	15	(5)ア	拠点運用時の食堂運営業務	「拠点運用時における食堂の運営にかかる諸経費については、実績報告を行い、県に請求することができる」と記載がありますが、ここで示す諸経費とは食材費・人件費・水光熱費・消耗品費等、食堂運営に係るすべての費用のことであり、当該費用全額を請求できるとの理解で問題ございませんでしょうか。	お見込みのとおりです。
110	要求水準書	103	2	ウ	業務の詳細	建築設備保守管理業務のための管理要員について、常駐とするかは提案に委ねる。とありますが、一方で4行目には、日常(巡視)保守点検、定期保守点検を適切に行い、とあります。日常(巡視)保守点検の日常とは、毎日を目指すのでしょうか。その場合、おのずと管理要員については、常駐が必要となるのではないのでしょうか。	必ずしも毎日を指すものではありません。事業者が必要と考える日常保守点検を実施してください。なお、機械等による監視も可能と考えるため、常駐を必須としておりません。
111	要求水準書	106	24	ウ(ア)	訓練設備	「屋外トイレは、、、」について、今回の計画に屋外トイレを設置するでしょうか。	要求水準書に記載している通り、複合訓練施設1Fのトイレと水難救助訓練場におけるトイレは屋外トイレとしての使用を想定しています。これらを屋外トイレと考えて記載しています。

愛知県基幹的広域防災拠点整備事業 入札公告等に関する質問

番号	資料名	頁	行	項目	タイトル	質問内容	回答
112	要求水準書	108	1	(5)イ	寝具クリーニング業務	寝具クリーニング業務について、貴県が学生から費用を徴収し、徴収した費用は貴県から事業者へ支払われ、事業者の収入になるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
113	要求水準書	108	1	(5)イ	寝具クリーニング業務	寝具クリーニング業務について、貴県が学生から徴収された費用が事業者の収入となる場合、事業者としてどの程度の収入を見込むことができるのか、貴県が想定されている金額(単価・数量等)及び現状の実績(単価・数量等)を教示願います。	寝具クリーニング業務については、食堂運営業務と同様、学生から徴収した費用を事業者収入として、実施していただくことを想定しています。なお、R6年度実績については、以下のとおりです。 県消防学校:当初計画では、約170万円程度(学生の人数×宿泊日数で約26,000日分となり、単価税込66円を、掛け合わせたもの)が想定の数値となり、実績については、学生数及び宿泊数については、事前に調整され、ほぼ計画とおりの数値となるため、約170万円程度となります。 名古屋市消防学校:寝具1組当たりの単価は1日当たり68円(税抜)です。R6年度は消防学校に140組納入しています。契約額は、土日祝や入寮していない期間を除いて計算しており、消防学校の寝具は年間175日使用する想定です。(R6年度実績)68円×140組×175日＝1,666,000円(税抜)
114	要求水準書	108	1	第6-2-(5)-イ	業務の詳細	貴県が集金した寝具のクリーニング代の支払いは、事業者(SPC)ではなく、事業者から委託を受ける寝具クリーニング業務実施企業に直接お支払いいただくことは可能でしょうか。	現時点で想定はありません。契約締結後の協議によって定めます。
115	要求水準書	108	1	(5)イ	寝具クリーニングの費用	「費用の負担は学生」と記載ございますが、現行の消防学校における現時点(令和7年3月)の費用をご教示願います。(税込・税抜きの表示もお願いいたします)また、クリーニング費用は納入時のみ発生し、回収時には発生しない、等詳細ございましたらご教示願います。	県消防学校:寝具リース及びクリーニング代をまとめており、1泊あたり税抜59円、税込66円です。なお、クリーニング費用については、リース代金に含めているため、費用発生時点について、納入時、回収時等の区別はありません。 名古屋市消防学校:R6年度の契約額のうち消防学校に係る金額は、税抜き1,666,000円、税込み1,832,600円(年間)です。
116	要求水準書	108	2	(5)イ	寝具クリーニングの費用	「支払時期、方法については県と協議の上決定する」と記載がございますが、現消防学校での運用についてご教示願います。	県消防学校:現在の支払い方法については、月末締め、月払いであり、銀行振込により支払いを行っています。 名古屋市消防学校:毎月、事業者からの請求書により支払いしています。
117	要求水準書	109	31	第6-2-(7)-ウ	業務の詳細	1件当たり250万円を超過するような更新等について、貴県と協議により実施することとなった場合は、その費用は貴県負担という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
118	要求水準書	113	15	8	2任意事業	食堂運営において学生及び職員以外の利用を認める時間帯に任意事業を行った場合、使用料は発生しますか。	原則、使用料は「行政財産の特別使用に係る使用料の細目料金」に基づき発生します。
119	要求水準書	114	33	イ	業務責任者	c:運営業務と維持管理業務責任者は兼務してもよろしいでしょうか。	兼務は認めません。
120	要求水準書	114	26	(1)イ	業務責任者の配置	運営業務は要求水準書P87(2)で業務区分が①～⑦に分かれていますが、特に①食堂運営業務とそれ以外の業務では業務内容が大きく異なり、携わる企業も異なります。そのため、食堂運営業務とその他業務とは別の業務責任者を配置することが可能と変更をお願いします。	運営業務について、業務区分を細分化し、責任者をそれぞれ設置することを認めます。
121	基本協定書(案)	3		第6条	業務の委託・請負	甲に提出する契約書の写しの対象は、一次請負として取交した契約書としてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。

愛知県基幹的広域防災拠点整備事業 入札公告等に関する質問

番号	資料名	頁	行	項目	タイトル	質問内容	回答
122	基本協定書(案)	4	31	5	談合その他の不正行為による特定事業契約の不締結等	「～乙の構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。」とありますが「帰責自由のある事業者は」と変更いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。県として構成員内部での求償関係の内容については関知しません。
123	基本協定書(案)	5	33	4	暴力団排除に係る特定事業契約の不締結等	「～乙の構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。」とありますが「帰責自由のある事業者は」と変更いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。県として構成員内部での求償関係の内容については関知しません。
124	特定事業契約書(案)	2	19	第5条	寝具クリーニング	「・・・自らの責任及び費用負担にて・・・寝具クリーニングを実施し、当該業務により得られた収入を収受することができ、必要に応じて別途県と合意する内容にて精算するものとする。」という記載については、寝具クリーニングについては、要求水準書P108(5)に記載の「費用の負担は学生とし、集金事務に関する業務は県が行うものとする。支払時期、方法については、県と協議の上決定する。」が該当するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
125	特定事業契約書(案)	3	1	第7条	資金調達	事業者が自己資金・融資・公的補助金などの組み合わせを検討する事も含めて、資金調達の方法は事業者の責任において行ってよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
126	特定事業契約書(案)	9	3	第25条	財務情報の報告	事業者の財務諸表の公表は、必ずしも事業者のウェブサイトにおいて公表する必要は無く、会社法の規定による官報もしくは日刊新聞紙による決算公告でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
127	特定事業契約書(案)	12	12	第31条6項	本施設引渡遅延によって事業者が生じた損害・損失	本条本項に限らず「事業者が生じた追加費用」「事業者が生じた損害」「事業者が生じた損失」を使い分けていますが、この3つのそれぞれの定義を、例示と共にお願いします。	本条においては、次の意味で使用しています。 追加費用:事業者の適法な業務遂行によって、追加で発生する費用を意味しています。 損害:事業者の債務不履行、違法行為等によって発生する不利益を意味しています。 損失:事業者の適法な業務遂行によって、発生する不利益を意味しています。 なお、例示として、①「事業者が生じた追加費用」とは、設計・建設時における追加の現場管理費用(経費)等を指し、②「事業者が生じた損害」とは、運営・維持管理時に供用が遅延したことによる食堂運営での食材ロス等を指し、③「事業者が生じた損失」とは、運営・維持管理時に供用が遅延したことによる食堂運営収入が得られないことを指します。
128	特定事業契約書(案)	13	1	第35条第1項(5)	契約の保証	履行保証保険については、事業者が保険契約者となって付保するほか、設計企業や建設企業が事業者を被保険者とする履行保証保険に加入し、第109条の県に対する違約金支払債務を被担保債権とする質権を設定する方法もごさいますが、事業者としてどちらを選んでも構わないという理解で宜しいでしょうか。その場合は、条文への追加をお願いします。	お見込みのとおりです。履行保証保険にて両者とも解釈できるため特定事業契約書(案)には、追加は不要と考えます。
129	特定事業契約書(案)	13	1	第35条第1項(5)	契約の保証	事業者が自ら保険契約者となって履行保証保険契約の締結を行う場合は、当該保険の被保険者について指定はございますでしょうか。	県が被保険者になること以外に指定は、ありません。
130	特定事業契約書(案)	13	1	第35条第1項(5)	契約の保証	「特定事業契約の締結と同時に」とありますが、保険契約の締結には保険契約者、保険会社双方の社内手続き等に時間がかかる場合もありますので、特定事業契約の締結後「速やかに」或いは「遅滞なく」に変更して頂けないでしょうか。	保険契約について手続き状況は理解しましたが、「特定事業契約の締結と同時に」保険が発効できるように手続きをしていただくようお願いいたします。
131	特定事業契約書(案)	14	5	第36条第5項	地中埋設物	土壌汚染、埋蔵文化財、地中埋設物、地盤沈下に起因して事業者が生じた追加費用については、県が負担することが明記されてますが、事業者が生じた損害・損失は補償の対象とはされてません。当該事象(不発弾含む)に起因して事業者に損害・損失が発生する可能性もありますので、これらも補償対象としてください。	損害・損失については、補償の対象と致しません。原案のとおりとします。

愛知県基幹的広域防災拠点整備事業 入札公告等に関する質問

番号	資料名	頁	行	項目	タイトル	質問内容	回答
132	特定事業契約書 (案)	15 16		第37条 第39条	再委託の禁止および制限	「主たる部分」を示す範囲や業務内容を区別する指針・基準等はどのように判断されるのでしょうか。	公共事業と同様に当該業務の目的を達成するために必要不可欠な業務または、基本的・中心的に位置付けられる業務となります。なお、必要に応じて個別対話でご提示ください。
133	特定事業契約書 (案)	21	18	1	賃金又は物価の変動に基づくサービス購入料Aの変更又は費用の負担	「日本国内における賃金水準又は物価水準の変動によりサービス購入料Aのうち設計・建設費が不適当となったと認めたときは、相手方に対してサービス購入料Aのうち設計・建設費の変更又は費用の負担を請求することができる。」とのことですが指標が明示されていない中で、不適当となったとの基準についてはどのような尺度、基準での判断をご検討されておりますでしょうか。	国土交通省のインフレスライドの基準を準用することを想定しています。
134	特定事業契約書 (案)	21	22	2	賃金又は物価の変動に基づくサービス購入料Aの変更又は費用の負担	「県又は事業者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額と変動後残工事代金額との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、サービス購入料Aのうち設計・建設費の変更又は費用の負担に応じなければならない。」と記載がございますが1000分の15以上の変動があった際は、上昇分全額が増額又は減額されるとの認識でよろしかったでしょうか。	お見込みのとおりです。
135	特定事業契約書 (案)	21	17	第52条第1項	賃金又は物価の変動に基づく設計・建設費の変更又は費用の負担	事業者がサービス購入料Aについて金額変更を請求できる開始時期は、入札公告日から12ヵ月を経過した後(2026年2月28日以降)となっておりますが、昨今の物価高騰を踏まえると公告から必ずしも1年を待つ必要はないため、請求開始時期は特定事業契約締結日後(2025年12月以降)として頂けますでしょうか。	特定事業契約書(案)第52条第1項について、入札公告日から12ヵ月を経過した後に請求できることという条件の変更はいたしません。ただし、第52条第5項、第52条第6項についての適用を妨げるものではないと考えていますが、期間の経過について明示はしません。
136	特定事業契約書 (案)	22	6	第52条第1項	賃金又は物価の変動に基づく設計・建設費の変更又は費用の負担	本条に関するサービス購入料Aの改定手順について、別紙6に記載をお願いします。なお、その場合には、現在の物価高騰に鑑み、本条第1項乃至第4項の「全体スライド」とともに第6項の「インフレスライド」における改定手順についても記載をお願いします。	改定手順については、今後の協議と考えているため、現時点で明示はいたしません。
137	特定事業契約書 (案)	22	6	第52条第6項	賃金又は物価の変動に基づく設計・建設費の変更又は費用の負担	「予期することができない特別の事情・・・(ア)」により「急激なインフレーション・・・(イ)」が生じ、「サービス購入料が著しく不適当・・・(ウ)」となったときは、費用の負担を請求することができる、とありますが、アイウそれぞれの貴県の定義・考え方をご説明ください。昨今の物価高騰を踏まえると今後も物価が高騰することは容易に想像できる点でアの条件は実態に合致しておらず、イが生じればウとなることは自明なので、インフレスライドの適用可否を判断するにあたっては「急激なインフレーション」が生じているか否か(イ)が実質的な判断要素と考えますがその理解で宜しいでしょうか。また、そうした場合、現在の物価高騰は、急激なインフレーション状態と解する余地は十分あると思いますが、その理解で宜しいでしょうか。	インフレスライドの適用可否を判断するにあたっては「急激なインフレーション」が生じているか否か(イ)が実質的な判断要素と考えます。
138	特定事業契約書 (案)	22	24	第52条第10項	開校準備費の改定	「サービス購入料Aのうち開校準備費については、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動による改定を行わない。」と記載があります。しかしながら、開校準備期間は設計・建設期間と同期間(3年3ヶ月)あり、設計・建設費と同様に賃料水準・物価水準の変動による影響を大きく受ける可能性が高いです。そのため、開校準備費についても賃金水準又は物価水準の変動による改定を行うよう変更願います。	開校準備費についても賃金水準又は物価水準の変動による改定を行うよう、契約書の変更を検討します。

愛知県基幹的広域防災拠点整備事業 入札公告等に関する質問

番号	資料名	頁	行	項目	タイトル	質問内容	回答
139	特定事業契約書 (案)	29	13	第71条 第4項	拠点運用時の運 営・維持管理業 務等	第71条第4項ただし書き以降の「損害・損失」には逸失利益も含まれることを確認させてください。拠点運用時には事業者の収支は極端に悪化することが予想されますので、収益回復のために貴県に対して延長を申し込めることを確認したいという趣旨です。	「損害・損失」には、逸失利益は含みません。ただし、事業期間の延長は可能です。
140	特定事業契約書 (案)	29	13	第71条 第5項	拠点運用時の運 営・維持管理業 務等	「拠点運用時の状態が2年以上継続することが見込まれるとき…」とございます。「2年以上継続される見込み」の判断は、貴県および事業者のどちらか一方が相手方に対して協議の申出を行い、協議によってその判断を決定するとの認識でよろしかったでしょうか。また、実際に2年以上拠点運用の状態が続いていなくとも、2点以上継続する「見込み」がある場合には当条文が該当するとの理解で問題ございませんでしょうか。	お見込みのとおりです。
141	特定事業契約書 (案)	29	27	第71条 第4項	合意延長	「第99条(合意延長)に基づき、県に事業期間の延長を求めることができる」とありますが、拠点運用時に起因して生じた損害・損失は凡そ事業者で制御できるものではありませんので、合意延長とともに、貴県による損害・損失の補償の対象としてください。	拠点運用時は県においても損失・損害を必ずしもコントロール可能とは限りません。従いまして、合意延長は認めますが、補償については行いません。ただし、合理的な範囲における追加費用については、追加費用の対象とします。
142	特定事業契約書 (案)	33	6	第82条第3項	建設・設計費の 一部支払	令和7年度及び令和8年度以外は、各年度末の請求を含めて各年度内に3回を上限として一部支払いの請求を事業者は行うことができるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
143	特定事業契約書 (案)	33	6	第82条第3項	建設・設計費の 一部支払	令和7年度及び令和8年度においても一部支払の請求を行うことができ、その回数は各年度内で上限回数2回という理解でよろしいでしょうか。	令和7年度及び令和8年度の支払いはい、各業務の完了時における請求のみとなります。
144	特定事業契約書 (案)	34	13	第86条	債務負担行為に 係る契約の特則	各年度における歳出予算は、事業者提案における年度ごとの支払額に応じて設定していただけたという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
145	特定事業契約書 (案)	35	17	(7)	事業者による表 明及び保証	事業者の資本金と資本準備金の合計額は●円であること。と記載がございますがこちらの金額は事業者提案にて問題ないとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
146	特定事業契約書 (案)	35	22	第87条第1項(8)	事業者による表 明及び保証	会計監査人の設置は相応の費用が発生いたします。金融機関からの資金調達を行わず、また資本金が億に満たない規模のSPC(非公開会社)を組成する場合においては、会計監査人の設置は任意とさせていただきます。	会計監査人の設置の可否については、必要に応じて個別対話でご提示ください。
147	特定事業契約書 (案)	41	27	第99条 第1項(2)	合意延長	「その他運営・維持管理期間の延長が必要と認められる場合」とありますが、これでは範囲が広すぎます。具体的な参照条文を記載するなどして「その他」が示す内容を明記頂けないでしょうか。	個別事象に即して本号の適用有無を協議しますので、原案のとおりとします。
148	特定事業契約書 (案)	41	27	第99条	合意延長	運営・維持管理期間が延長された場合の終期についての記載がございません。第71条(拠点運用時の運営・維持管理業務)第5項では「拠点運用時の状態が2年以上継続する」場合は合意解除等について協議するとされていますが、合意延長は本条に基づく場合だけではありませので、延長された場合の終期の定めについても記載をお願いします。	個別事象に即して終期がいつとなるかを協議しますので、原案のとおりとします。
149	特定事業契約書 (案)	42	8	第99条	合意延長	県・事業者双方の合意により運営・維持管理期間を延長した場合、延長期間中も貴県よりサービス購入料Bが支払われるとの理解で問題ございませんでしょうか。	お見込みのとおりです。

愛知県基幹的広域防災拠点整備事業 入札公告等に関する質問

番号	資料名	頁	行	項目	タイトル	質問内容	回答
150	特定事業契約書 (案)	46	14	1(2)	違約金	違約金について本施設引き渡し後はサービス購入費Bの10%に相当する金額と記載がございます。 他のPFI事業契約の大多数では、事業期間1年分のサービス購入費Bの10%と記載されており、他例と比べても非常厳しい制約となっておりますため、こちらの違約金の金額について事業年度1年分のサービス購入費Bに相当する額(消費税及び地方消費税相当額を含まない。)の10%に相当する金額としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。なお、モニタリング関連の違約金は別紙3をご参照ください。
151	特定事業契約書 (案)	別紙3	15	第1部 II 2(1)	書類による確認	「表3 事業者が作成する提出書類」が空欄ですので、具体的内容を記載ください。	事業者の提案に基づき、提案内容を空欄へ記載することを想定しています。
152	特定事業契約書 (案)	別紙5	30	3	拠点運用時におけるサービス購入料Bの支払い等	念のため確認ですが、拠点運用時に貴県よりお支払いいただけるのは、平常運用時に貴県から受領できるサービス購入料B同額とその増加分であり、事業者が独立採算で行う事業部分の利用料金収入についてはお支払いいただけないとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、サービス購入料Bの減少分については次回以降のサービス購入料Bの支払額から当該減少分相当額を減額する等の方法により、事業者が県に返還するものとなります。
153	特定事業契約書 (案)	別紙5	30	3	拠点運用時におけるサービス購入料Bの支払い等	「拠点運用時において、平常運用時に想定していたサービス購入料Bが増加又は減少した場合、当該増加分は県の負担」とありますが、この「サービス購入料Bが増加又は減少した場合」とは、「サービス購入料Bの裏付けとなっている運営・維持管理費等(統括マネジメント業務費含む)」の拠点運用時の実績値が平常運用時よりも増加又は減少した場合」と考えて宜しいのでしょうか。その理解で正しい場合、「増加又は減少」について、判断・計測手順と、報告・精算手順についてご教示ください。	お見込みのとおりです。計測手順等については、基本的には事業者及び県双方のモニタリングによる協議と考えています。
154	特定事業契約書 (案)	別紙5	30	3	拠点運用時におけるサービス購入料Bの支払い等	「拠点運用時において、平常運用時に想定していたサービス購入料Bが増加又は減少した場合、当該増加分は県の負担」とありますが、本入札で提出するサービス購入料Bは平常運用時の事業者収入を見越して策定されることから、拠点運用時にかかる事業者収入が剥落した場合には、サービス購入料Bの計算の前提が大きく崩れてしまいます。拠点運用時には、事業者収入の減少を踏まえたサービス購入料Bを計算し直し、貴県よりその変動分を補填頂けるという理解で宜しいでしょうか。	個別事象に即して終期がいつとなるかを協議しますので、原案のとおりとします。
155	特定事業契約書 (案)	別紙6	11		物価変動に基づくサービス購入料の改定	内閣府より公表された令和6年7月3日付け「PFI事業における民間事業者の創意工夫の最大化と適正利益が確保される環境構築の推進について」では、サービス対価改定の基準とする物価指数は、「感応度が高い物価指数を採用するとともに、対象業務ごと、対象費用項目ごと、対象地域ごとに連動した物価指数を採用することが望ましい。」と指摘されております。当該観点を踏まえると、サービス購入料Bの役務変動指数については、「企業向けサービス価格指数(日本銀行)」よりも「建築保全業務労務単価(国土交通省)」の都市別(愛知県)指数、人件費変動指数としては、「毎月勤労統計調査(厚生労働省)」よりは「最低賃金(地域別最低賃金)」の都市別(愛知県)指数、修繕費変動指数については「建設工事費デフレータ(建築補修)」よりも「公共工事設計労務単価(国土交通省)」の都市別(愛知県)指数が実態を反映していると考えます。指数についての見直しをお願いします。	現時点での指標を示しています。ただし、別紙6のとおり、事業期間内において指標が実態と乖離している場合において、指標の見直しは可能と考えております。

愛知県基幹的広域防災拠点整備事業 入札公告等に関する質問

番号	資料名	頁	行	項目	タイトル	質問内容	回答
156	特定事業契約書 (案)	別紙6	11		物価変動に基づくサービス購入料の改定	「物価変動に基づくサービス購入料Bの改定」とともに、「物価変動に基づくサービス購入料Aの改定」についても手順の記載をお願いします。具体的には、①物価変動率を算定する場合の参照指標、②物価変動率の起算日となる基準日、③参照指標が適切でなくなった場合の改定手続きについて明記をお願いします。	改定手順については、今後の協議と考えているため、現時点で明示はいたしません。
157	特定事業契約書 (案)	別紙6	12	4	食材費の改定	相手方に協議を求めることができる変動幅について、県費用負担額(運営・維持管理業務)の改定では「1,000分の15を超える変動があった場合」と記載がありますが、一方、食材費の改定では「1,000分の30を超える変動があった場合」とその変動幅が2倍の差があります。その違いの事由を教示願います。また、昨今の食材費の変動を踏まえて、食材費の改定においても「1,000分の15を超える変動」に変更することをご検討願います。	食堂運営については、受益者負担であり、価格変動の協議が可能となり、その他のサービス対価と比較して、相対的に双務性が高いと考え、1000分の30と設定しています。
158	特定事業契約書 (案)	別紙6	19	第5条	寝具クリーニング	寝具クリーニング費が事業者の収入となる場合、この費用の物価変動に基づく改定はどのように実施されるのか教示願います(別紙6のサービス購入料Bの改定に含まれるのか、それとも別紙6の食材費の改定と同様に別途項目を設定するのか等)。	食材費の改定と同様に扱うことを想定しています。
159	特定事業契約書 (案)				一部誤りに対する修正	入札説明書公表時から特定事業契約書(案)に関する「一部誤りに対する修正」が行われていますが、どの部分が変更されたか正誤表を公表頂けないでしょうか。	サービス対価Aの変動対応に関する記載を削除しております。サービス対価Aの変動については、改定手順については、今後の協議と考えているため、現時点で明示はいたしません。
160	様式集及び記載要領	1	1	(4)③g	参加表明書の添付資料	参加資格審査書類の添付書類について、消費税納税証明書の提出がありますが、提出は「納税証明書その3の3」でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
161	様式集及び記載要領	1	17	(4)	参加資格審査書類の受付時における提出書類	参加表明に係る書類(様式4～様式7)について応募企業、応募グループ(構成員、協力企業も含め)の押印は必要でしょうか。	押印は、不要です。
162	様式集及び記載要領	1	28	③	参加資格審査書類の受付時における提出書類	「応募企業又は応募グループの構成員について以下の書類を添付すること。」とありますが応募グループの構成員以外(SPCに出資しない企業:協力企業)についても本添付書類は必要でしょうか。	不要となりますが、関心表明書等の提出を妨げるものではありません。
163	様式集及び記載要領	2	5	(4)ア③	添付資料	法人税及び消費税の納税証明書は未納がないことを示す証明書(納税証明書3-3)の提出でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
164	様式集及び記載要領	2	5	f.g	参加資格審査書類の受付時における提出書類	法人税納税証明書と消費税及び地方消費税納税証明書につきましては、納税証明書その3の3を正1部、副1部提出すれば宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
165	様式集及び記載要領	2	7	④	参加資格審査書類の受付時における提出書類	委任状については構成員ごとに提出とのことですが、構成員以外(SPCに出資市内企業:協力企業)の企業についても必要でしょうか。	不要となりますが、関心表明書等の提出を妨げるものではありません。
166	様式集及び記載要領	7		(2)	参加表明書等の提出書類	参加表明書の提出にあたりまして、参加表明書と参加資格確認申請書は正・副それぞれファイリングは必要でしょうか。ファイリングが必要な際は、参加表明書と参加資格申請書は一つのファイルにファイリングしてもよろしいでしょうか。それとも別々のファイル作成が必要でしょうか。ファイリングが必要な場合は、ファイルの種類を教えてください。	参加表明書と参加資格確認申請書は正・副は、参加表明書と参加資格申請書は一つのファイルにファイリング可能です。その場合、見出し等を付けてください。なお、ファイルの種類は特に指定はありません。
167	様式集及び記載要領	22			様式4-1、4-2参加表明書	様式4-1、4-2の参加表明書について、応募企業または応募グループの代表企業の押印は必要でしょうか。	押印は、不要です。
168	様式集及び記載要領	25			様式5-2	入札説明書では協力会社についても企業名を明記することと記載されておりますが、本様式についても枠を追加し協力会社と明記したうえで記載するとの認識でよろしかったでしょうか。	お見込みのとおりです。

愛知県基幹的広域防災拠点整備事業 入札公告等に関する質問

番号	資料名	頁	行	項目	タイトル	質問内容	回答
169	様式集及び記載要領	26	-	様式5-3	④営業業務に携わる企業名	運営業務は要求水準書P87(2)で業務区分が①～⑦に分かれています。①～⑦各業務がそれぞれ異なる企業が携わる場合、様式5-3に記載する④運営業務の企業名は、携わる企業のうち1社を事業者の判断で記載すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
170	様式集及び記載要領	26			様式5-3	統括マネジメント業務部分には「事業者が実施するため記載の必要なし」とありますが、統括マネジメント業務のみを担う企業がいる場合でも記載が必要ないとの理解でよろしかったでしょうか。	統括マネジメント業務は委託は不可とし、基本的に事業者が実施するものとしておりますので、記載は不要としています。
171	様式集及び記載要領	26			様式5-3	①～⑤以外の業務を行う企業や、任意事業のみを行う企業については本様式への記載は必要ないとの認識でよろしかったでしょうか。	お見込みのとおりです。
172	様式集及び記載要領	27			様式6 委任状	様式6の委任状について、受任者(代表企業)権限を委任するにあたり、構成員の押印は必要でしょうか。	押印は、不要です。
173	様式集及び記載要領	27		様式6	委任状	協力会社についても、本委任状の提出が必要というのかいでしょうか。	不要となりますが、提出等を妨げるものではありません。
174	様式集及び記載要領	30		様式7-2	参加資格要件確認申請書	入札説明書3(4)イ(ウ)dにて運営維持管理業務に当たる企業の実績要件を求められていますが、参加資格要件確認申請時に添付する様式がありません。運営維持管理業務に当たる企業の実績要件は提案書様式cの実施体制にて記載をすれば良いという理解でよろしいでしょうか。	様式7-1又は7-2に添付して提出ください。
175	様式集及び記載要領	30			様式7-2	代表企業の実績確認書にて「貸借対照表の写し(直近決算)」が必要とのことですが、こちらについては当書類1ページに記載の参加表明時の提出書類である③添付書類の有価証券報告書にて提出していれば再度の提出は不要との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
176	様式集及び記載要領	46	10	様式C	企業名の明記	「※業務に携わる企業名は明記せず、「a社、b社、c社・・・」のように記号で表記してください。」と記載とあります。様式A・B・D～Qも同様に企業名を記号で表記するものとし、正本・副本は表紙以外は違いが無いという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
177	様式集及び記載要領	46		様式C	実施体制、事業の継続性	業務に携わる企業名は、本様式以外の様式においても企業名ではなく、記号で表記するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
178	様式集及び記載要領	49		様式F-2-②	設計・建設費内訳書	設計・工事監理料については、棟ごとの分割が困難なため、合計額のみ記載することよろしいでしょうか。	精緻な分割が困難である場合であっても、延床面積等の按分等で棟ごとの設計・管理費を記載ください。
179	様式集及び記載要領	49		様式F-2-③	運営・維持管理業務(統括マネジメント業務を含む)の収支計画表	「※ 要求水準書で認められている独立採算事業を行う場合は、収入及び費用を事業毎に別掲してください。」とありますが、様式Pにて提出するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
180	様式集及び記載要領	49		様式F-2-③	運営・維持管理業務(統括マネジメント業務を含む)の収支計画表	「*特定事業契約第5条4項」との記載がありますが、特定事業契約書案には第5条は1項しかなく、どの部分をさしているかご教示願います。	特定事業契約書(案)第5条第1項が正となります。様式集等を修正します。
181	様式集及び記載要領	66, 67		様式Q-1、Q-2	外観透視図(アイレベル)	様式にてA4版(横使い)との記載がありますが、A3版(横使い)での作成を可としていただけますでしょうか。	A3版(横使い)での作成を可いたします。様式集等を修正します。
182	様式集及び記載要領					様式集のすべてにおいて、代表者印を捺印する箇所は無しでよろしいですか。	お見込みのとおりです。
183	様式集及び記載要領	-	-	【様式F-2-②】	設計・建設費内訳書	本様式には、設計・建設期間中の統括マネジメント業務費、及び開業準備業務費は計上せず、当該業務費は、様式F-2-⑤の開業前の期間に営業費用として計上すればよいと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

愛知県基幹的広域防災拠点整備事業 入札公告等に関する質問

番号	資料名	頁	行	項目	タイトル	質問内容	回答
184	様式集及び記載要領	-	-	【様式F-2-③】	運営開始前の統括マネジメント業務費	運営開始前の統括マネジメント業務費用は、開業準備費相当額に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	統括マネジメント業務費用は、別途記載してください。様式集F-2-③の損益計算書等の内訳については、例示ではありませんが、誤解のないよう、「運営費用負担額」などの文言を修正致します。
185	様式集及び記載要領	-	-	【様式F-2-⑤別紙】	費用の内訳と具体的な指標名等との関連付けの例示	「役務費」と「物件費」の取扱いについて確認させてください。例えば「役務費」には給食委託費という項目がありますが、給食委託費の内訳として備品費や消耗品も発生すると想定されます。その場合に給食委託費に含まれる備品費や消耗品費を切り出して別途「物件費」として集計することは非常に煩雑であり、これらは一括して「役務費」に記載させて頂くことでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。その場合には、物価変動の指標は役務費のものを採用します。
186	様式集及び記載要領	-	-	【様式F-2-⑤別紙】	費目の仕訳	例えば食堂運営業務について、費目「役務費」の科目(例)で給食委託費があることから、費目「その他」に仕分けられる「食材費」以外はすべて費目「役務費」になるという理解でよろしいでしょうか。もしくは、この仕訳については【様式F-2-⑤別紙】に基づき事業者の判断による仕訳が可能なのか教示願います。	お見込みのとおりです。その場合には、物価変動の指標は役務費のものを採用します。
187	様式集及び記載要領	-	-	【様式F-2-⑤別紙】	科目(例)に記載が無い科目	科目(例)に記載が無い科目については、事業者の判断で各費目に振り分けるという理解でよろしいでしょうか。(この仕訳は民間事業者にとって慣れていないこともあり難しいと考えています。個別対話以降でその仕訳の判断が難しい科目が発生した場合、貴県に確認することはできないため、事業者判断で仕訳することになりますが、仮にその判断が貴県のお考えと違っていた場合であっても、失格になることは無いことを確認させてください。)	お見込みのとおりです。
188	特定事業の選定	8			運営・維持管理に関する費用における県の実績等について	2025年2月27日に公表された特定事業の選定において、運営・維持管理について「県が直接実施する場合」として、「県の実績等を勘案して設定」との記載があります。本事業は新たに整備する施設であり、施設内容も違うため、参考にならないことは理解しつつも、この「県の実績」として「愛知県消防学校」と「名古屋市消防学校」(可能であれば)の経費実績(人件費・委託費※維持管理費・光熱水費・消耗品費等)を開示頂きたく存じます。	県の予算積算上は、消防学校の運営維持管理経費及び開業準備経費を約8億円(税込)と見込んでおります。なお、寝具クリーニングと食堂運営については含んでいません。